

## 【こども園等の入所選考について】

### （一問目）

こども園等の入所選考について伺います。本年4月入所の選考から、申込締め切り日を、従来の年明け1週目から、年末に変更されましたが、その理由を教えてください。また、あらためてにはなりますが、4月入所選考の申込締め切り日から、結果通知までの流れを時系列で教えてください。

### ＜答弁＞

今年の入所選考から、一次選考の入所申込の締切日を例年の1月5日から年内に変更した理由は、年々申込者数が増加しており、これまでのスケジュールでは2月中旬に一次選考の結果をお渡しすることが難しいと判断したためです。

4月入所にかかる選考通知までの流れですが、まず一次選考として、1月中旬までに必要な情報のシステム入力を行い選考台帳の作成を行った後に、選考データを基に、障害児等配慮を必要とする児童、引上げ転所、通所の転所希望者、新規入所希望者の順に保育施設の欠員と保護者の希望をマッチングさせ、2月中旬に内定者の結果を通知します。

その後、一次選考内定者のうち辞退された枠も加味して、1月以降2月末までの新規申込者と1次選考不内定者を対象に二次選考を実施し、3月中旬に結果を通知、その後、3月下旬にかけて、内定辞退による欠員に対し二次選考の時点順位の方について追加選考を行っています。

### （二問目）

保護者の方から、入所選考の結果通知を少しでも早くして欲しいとのお声を少なからず頂いています。1次選考もそうですが、2次選考の結果通知の時期が早ければ早いほど、保護者の方々は職場復帰の予定が早くたてられますし、希望の園に入所できなかった場合の対応策も早く講じることが可能となります。結果通知を少しでも早くして欲しいとの保護者の切実なお声に対する市の見解と、結果通知を早めるためのスケジュールの前倒しについての市の見解をお聞かせ下さい。また、これまでも可能な限り早期の結果通知には取り組まれてきたと思いますが、どのような取組みをされてきたのか、実際に、ここ数年で、どの程度、結果通知時期の前倒しがなされてきたのか、教えてください。

### ＜答弁＞

選考結果については、育休復帰の可否の判断や不内定の場合の代替措置の確保の観点から、出来る限り早くお知らせすることが望ましいと考えています。選考スケジュールの前倒しについては、本市では、年度内の選考を2月入所分まで行っていることや、転勤等で退所者が多く出る2～3月であることを踏まえると、施設の空き状況の正確な把握が出来ない時期に実施することで一次選考内定後の欠員発生に伴う二次選考内定者との逆転現象が発生するなどデメリットもあり、困難であると判断しております。件数の増加に対応するとともに、内定通知を少しでも前倒しするため、ご質問にありました入所申込の締切日の前倒しや

**班体制による複数歳児の同時選考、従来の紙ベースによる選考からシステムを活用した選考、データ入力作業、封入・封緘作業の委託化など取り組んでおり、今年度はAI活用についての検証も進めてまいる予定です。なお、内定通知日については、昨年2月19日に対し、今年は2月15日に発送しています。**

**(意見・要望)**

選考結果を出来る限り早くすることが望ましいとの認識をお持ちで、選考結果の内定通知を前倒しするために様々な取組みをされていることは理解をし、評価をさせていただきます。育休明けに職場復帰を予定されている保護者の方々にとっては、職場からのプレッシャーも一定あるでしょうし、希望した園に入園出来なかった場合に対応策を講じる必要もあると思います。AIの活用など積極的に事務、業務の効率化を模索し、今後も一日でも早く内定通知が出来るように、ご尽力頂きたいと強く要望しておきます。

## 【就学前の未就園児の実態について】

### （一問目）

就学前の未就園児の実態について伺います。ある大学講師の研究で、3歳以上の未就園児（保育園や幼稚園、こども園に通っていない子ども達）は低所得、多子、外国籍など社会経済的に不利な家庭の子どもや、発達や健康の問題（早産、先天性疾患）を抱えた子どもに多い傾向が明らかになったとありました。そこで伺いますが、3歳以降の未就園と社会経済的に不利な家庭、発達や健康の問題を抱えた子どもとの相関関係について、市の認識と見解を教えてください。

### <答弁>

3歳以上の未就園児が社会的経済的に問題を抱えた場合が多いとのことについては、一概に相関関係があるとまではっきりと言えないと考えますが、質の高い幼児教育が子どもたちの健やかな育ちにとって重要であるとの認識から、市ではこれまで就園奨励費や幼児教育の段階的な無償化、教育・保育環境ガイドラインの策定といった取組みを進め、より多くの子どもたちが幼児教育を受けられることができるよう施策を進めてきたところです。

### （二問目）

豊中市における3歳以上の未就園児の数や割合を教えてください。また、未就園の理由や要因について、把握や分析はされているのか、あわせて教えてください。

### <答弁>

本市における未就園児そのものの数や割合については把握しておりませんが、子どもの人口から市内の保育所や幼稚園などの就学前施設に在籍している数を差し引いた場合、平成30年度においては3歳以上で585人、4歳以上で251人となっています。

この585人には認可外施設等に在籍する子どもも含まれるため、保育を必要とする児童の多くは何らかの施設に通っていると考えています。

また、保育を必要としない1号認定児については、4歳児からのいわゆる2年保育を希望する場合や特定園への入園希望で空き待ちの方も含まれています。

児童虐待等の関係から、就園しているかどうかに関わらず居住実態が把握できない児童の安全確認を昨年度実施しており、施設の入所状況や地域支援、医療機関の利用状況等から、確認ができなかった子どもに対しては家庭訪問などの対応を行ったところです。

### （三問目）

3歳6か月児健診以降の未就園児やその世帯へのフォローはどのように行われているのか、教えてください。

### <答弁>

保健センターが行う3歳6か月児健診時の問診票で、園の所属がないと答えられた方に対しては、地域支援センターを案内しているほか、健診や子育て相談で把握した子育てに不安や課題を抱えている家庭に対しては、保育・教育施設に関する情報提供や育児支援家庭訪問事業等を実施し継続して支援を行っています。

なお、未就園児に限定したものではありませんが、保護者向けの「3歳児の育ちと関わり方」講座や、2歳半から就学前までの幼児に遊びや子ども同士のふれあいの場を提供する「キッズルーム」、就学前のお子さんが参加できる「おやつ講座」、各園の園開放等の事業を実施しています。

#### (意見・要望)

3歳以上で未就園であることが悪いと言うつもりは一切ありません。一つの考察として、3歳以上の未就園児は社会経済的に不利な家庭の子どもや発達や健康の問題を抱えた子どもに多い傾向にあると示されていましたので、この質問をさせて頂きました。このことも少し念頭において施策を進めて頂ければと思います。そして、就園しているか否かに関わらず、子ども達の生命に危険が及んだり、場合によっては生命が失われたりするといった悲惨な事件を未然に防ぐために、昨年度、実施されたような居住実態が把握できない児童の安全確認は、今後もなるべく実施し続けて頂きたいと強く要望しておきます。

## 【小中学校の保護者負担費等について】

### （一問目）

小中学校の保護者負担費等について伺います。保護者負担費とは、学校教育活動に直接あるいは付随して必要な、受益者負担の考え方に基づく費用と定義づけられており、教材・実習費用や行事費用、宿泊行事費用、制服や体操服、上履き、卒業アルバムなどが該当します。保護者負担費は各学校が徴収及び用途、額などについて独自のルールを設けて運用されていますが、保護者負担費の範囲やルールが統一されていないことや、徴収・管理の手法についてのリスクなど様々な課題があることから、保護者負担費等に関するガイドラインの検討など進めてこられたと思います。これまでの取り組みの経緯を改めて教えて下さい。

### ＜答弁＞

保護者負担費に関してはご指摘のような課題があり、教育委員会事務局としても問題であると捉え、取組みを始めました。

統一ルールの設定が必要であるとの学校現場における声も背景に、平成28年(2016年)10月から本格的に検討を進め、学校現場と連携して検討委員会での検討や、管理職・事務職員・教員の研修を重ね、平成31年(2019年)3月には保護者負担費に関する考え方や範囲、集金方法や事務処理について定めた「保護者負担費等に関するガイドライン」を策定したところです。

### （二問目）

ガイドライン策定の目的の一つとして、保護者の経済的負担の軽減と学校間における負担額の差異に配慮し、就学援助制度における給付額を考慮した予算計画を行うことが挙げられています。ただ、実際の各学校の保護者負担費の総額には、未だに差が生じているように思いますが、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

### ＜答弁＞

保護者負担費の額については、統一的な規準が設定されない中、学校配当予算も踏まえながら各学校が現場の状況に応じて金額を決めてきたため、結果として差異が生じてきたものと考えております。

今年3月に策定した「保護者負担費等に関するガイドライン」においては、保護者負担費を計画する年度当初に、就学援助制度による給付費用を超えない範囲で計画することとしています。

### （三問目）

ガイドラインでは、保護者負担費の額は、就学援助制度における給付額を考慮して予算計画をたてることとされていますが、実際には、就学援助制度の給付額とかい離れた額の徴収や執行がなされている品目が少なからずあります。これは、就学援助制度の給付額が

実態に伴っていないのか、本来、必要とされているだけの教材が買い与えられていなかったり、行事が実施されていないということなのか、どちらなのでしょう、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

例えば、小学校5年生、中学校2年生における宿泊行事費用については実際の保護者負担費に比べて就学援助給付額が低い、また市販の教材を購入するかわりに自作の教材を使用すること等により、結果として学習諸費用では保護者負担費に比べて、就学援助給付額が高くなる等、就学援助との差が生じる様々なケースがあります。

各学校では、保護者の負担が総額としてできるだけ少なくなるよう、様々な工夫をしており、必要とされる教材が買い与えられていない、行事が実施されていない状況ではありません。

逆に、総額でみた場合に保護者負担費が就学援助給付額を超えているケースについては、各学校がガイドラインに沿った実施をしていく中で改善していくものと考えております。

#### (四問目)

現在、各学校において設定されている保護者負担の品目やその額が妥当ということであれば、実態に即した形で、就学援助制度における給付額を見直したり、品目ごとの額の配分を見直すなどして、より効果的に就学援助の予算を活用できるようにすべきと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

就学援助制度は、生活保護法に規定する要保護者及びそれに準ずる程度に困窮しているいわゆる準要保護者を対象としています。準要保護者については、かつて国の補助対象でしたが、現在では補助制度がなく、給付額をはじめとする基準は各市町村が独自に設定しています。このような背景から、本市も含め各市は要保護者の国補助単価を参考に、準要保護者の制度を検討し、必要に応じて反映をしておりますが、検討にあたっては、援助するメニューとともに援助総額についても視点を置き、また保護者負担の実情も踏まえ進めているところです。給付額の見直し等については、国や他市の動向など様々な要素も踏まえながら、今後においても精査を進めてまいります。

#### (意見・要望)

小中学校の保護者負担費についての様々な課題を解消するために、ガイドラインを策定されたことは一定、評価します。ただ、各学校の事情があったとしても、小学校6年間の保護者負担費の総額で、最も高額な学校と低額な学校で約4万5千円、中学校3年間の総額においても、最も高額な学校と低額な学校で約3万円の差が生じていることは、早急に改善すべきと考えます。さらに、就学援助の給付額を超える保護者負担費を徴収している学校については、その要因分析と是正を早急を実施して頂きたいと思っております。今年3月に策定されたガイドラインは各学校にも配布されたと伺っていますので、ガイドラインに沿っ

た形で、保護者負担費等の予算計画をたてられているか、あらためて、今年度、全小中学校の保護者負担費の状況を調査して頂き、その結果報告もして頂きたいと要望しておきます。また、就学援助制度の給付額の設定については、生活保護法に規定する要保護者の国補助単価を参考にされているとのことですが、たとえば、小学校における林間学校の就学援助給付額は約3600円と設定されていますが、実際には平均で約14000円の費用がかかっています。このように、実態とかなりかい離している就学援助費の給付額については、早急に見直すべきではないかと意見しておきます。

## 【投票率の維持、向上について】

### （一問目）

投票率の維持、向上について伺います。去る4月21日に行われた豊中市議会議員一般選挙の投票率は41.45%で、有権者32万8721人のうち、13万6257人しか投票されませんでした。あらためて、伺いますが、低投票率について、選挙管理委員会の見解とその要因についてどのように分析されているのか教えて下さい。また、投票率が低いことによる市や市民への影響や弊害について、何か考えられることがあれば教えて下さい。

### ＜答弁＞

投票率については、一般的には、そのときどきの政治状況、社会状況等の選挙の争点のほか、天候等の様々な要素が総合的に影響するものと考えております。

投票率の評価につきましては様々な捉え方があり、ただちに投票率の低いことが市や市民へ影響を与えるとまでは考えられませんが、選挙管理委員会といたしましては、民主主義や住民自治の観点などから、高い投票率の方が望ましいものと考えております。

### （二問目）

これまで投票率の向上を目指して、様々な取組みをされてきたかと思いますが、今回の低投票率を受けて、これまでの取り組みの検証と新たな投票率の維持、向上策実施の必要性について、見解をお聞かせ下さい。

### ＜答弁＞

投票率向上に向けた取組みと致しましては、選挙時には市の広報やホームページに投票を呼び掛ける記事を掲載するほか、公用車へ広告シートの取付け、本庁舎や歩道橋などへの横断幕の設置、防災スピーカーやごみ収集車両からの呼びかけ、市内のスーパー店内での放送などを実施しております。また、明るい選挙推進協議会の方々とともに、駅周辺での街頭啓発を行いました。

このような取り組みは、選挙への関心を高める上で必要なものと考えており、今後も、引き続き地道な活動を続けるとともに、有権者の方が投票しやすい環境づくり、さらに主体的に選挙を意識できるような啓発が必要であると考えております。

### （三問目）

公職選挙法の改正により、今回の統一地方選挙から市議会議員の選挙においても、選挙期間中に一定の枚数まで、選挙運動用ビラの頒布が可能となりました。どのような経緯、理由から、法改正が行われたのでしょうか。また、この法改正が投票率の維持、向上につながったと考えられるか、合わせてお答え下さい。

### ＜答弁＞

都道府県又は市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布の解禁につきまして



**は、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、衆議院の政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会の発議として国会に提出され、平成29年6月に全会一致により改正が行われたものです。**

**選挙運動ビラの配布は、候補者の政策や思いが有権者に伝わることで選挙や政治への関心が高まり、主体的に選挙に行こうとする要因の一つになったものと考えております。**

#### (四問目)

選挙運動用ビラの頒布方法は、新聞折り込み、候補者の選挙事務所内や個人演説会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布と定められています。そのうち、街頭演説の場所における頒布のみ、街頭演説が午前8時から午後8時までの時間制限があることから、頒布時間の制限があります。新聞折り込みの場合は当然ながら、朝8時まででも夜8時以降でも頒布される訳ですし、選挙事務所内や個人演説会場内では夜8時以降でも頒布が可能であるにも拘らず、街頭においてのみ制限されていることについて、選挙管理委員会の見解をお聞かせ下さい。候補者の政策等を有権者により一層、幅広く周知する機会を創出するために、また、結果として投票率の維持、向上にも繋げるために、市として国に対して、頒布時間の見直しを求めるべきではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

**選挙運動用ビラの頒布方法につきましては、当該ビラの無秩序な頒布による弊害等に係る国会における議論や、公職選挙法第138条第1項の規定による戸別訪問の禁止等を踏まえて規定されたものとのことです。頒布時間の制限について、行政機関から国に見直しを求めることにつきましては、選挙運動のあり方の本論でございますので、国会において各党各会派において議論頂くべきものであると考えております。**

#### (意見・要望)

投票率については高い方が望ましいとの見解を示され、選挙運動用のビラの頒布の解禁が一定、投票率の維持、向上にも繋がると考えておられるなら、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するために今回の法改正が行われた訳ですので、その目的を阻害している街頭における頒布時間の制限については、見直すよう、市としても国に働きかけて頂きたいと思います。同時に、各党各会派において議論頂くべきものとのことでしたので、ぜひ、各政党の方々には、所属政党の国会議員の方々に街頭での頒布時間の見直しを働きかけて頂きたいと個人的見解を述べておきます。

選挙管理委員会としては、明るい選挙推進協議会の方々の協力も得ながら、様々な形で選挙啓発をされていますが、「投票率の低いことが市や市民へ影響を与えるとまでは考えられない」と言っているようでは、投票に行っておられない方の意識を変えることは難しいと思います。ぜひ、どういう啓発をすれば、有権者の方が主体的に選挙を意識し、一人でも多くの方が投票に行ってくださいかを常に考えながら、啓発活動をして頂きたいと要望しておきます。